

ベトナム

高まる投資環境の改善期待

SMBC Asia Monthly

日本総合研究所 調査部

副主任研究員 塚田 雄太

E-mail: tsukada.yuta@jri.co.jp

■高い成長ペースが持続

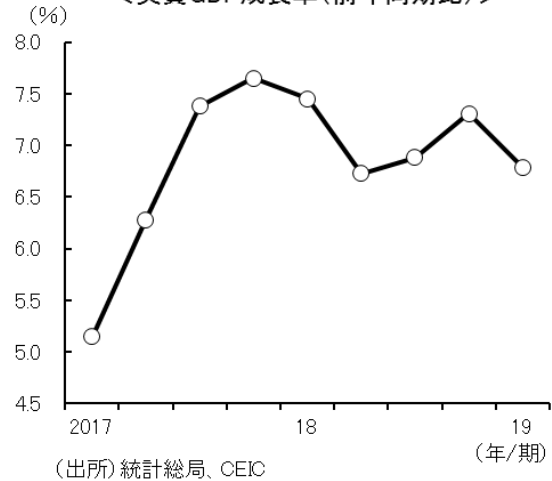
ベトナム景気が堅調に推移している。2019年1～3月期の実質GDP成長率は前年同期比+6.8%と前期(同+7.3%)からは減速したものの、高成長を維持した(右図)。

景気をけん引したのは内需である。まず、消費が好調であった。低インフレ環境が続くなかで、1～3月期の実質最終消費(実質民間消費+実質政府消費)は同+7.1%と高い伸びとなった。また、投資も外資企業による投資を中心に堅調であった。

一方、外需は弱い動きが続いている。1～3月期の実質輸出は同+6.8%と前期(同+10.7%)から大きく減速した。世界的なスマートフォン需要の低迷を受け、主力の携帯電話・同部品輸出の落ち込みが影響した。

先行きを展望すると、成長率はやや鈍化するものの、大幅な減速は回避できる見込みである。輸出は、韓米メーカーの新型スマートフォンによる押し上げ効果が限定的とみられるため、引き続き弱めの動きを余儀なくされよう。もっとも、内需は、中間層の台頭を背景とした構造的な消費拡大や外資企業による投資拡大をけん引役に好調が続くと考えられる。この結果、成長率は+6%台後半の高めの水準が続くと予想される。

＜実質GDP成長率(前年同期比)＞



■企業法、投資法を改正へ

足元の景気が底堅く推移するなか、ベトナム政府は中期的な安定成長に向けて、投資環境をさらに改善しようとしている。2019年1月初、投資認可政策を所管する計画投資省は企業法と投資法の改正草案を公表した。

今回の改正で注目されるのは以下の3点である。第1に、現行法では条件付きでしか民間企業の参入を認めていなかった22分野を、完全に開放するというものである。22分野には事業譲渡サービスや不動産仲介、集合住宅の管理業務研修サービス等が含まれる。第2に、投資条件に関する非遡及の原則が補足・強化されることである。これまでは投資規則の改正によって取得済の投資証明書に記載された投資条件が無効化してしまうケースが散見されていたが、政府は今回の改正でこうした事態の解消を徹底する意向である。第3に、現在の企業法で義務付けられている会社印の登録が廃止される見込みである。サイン文化圏の欧米企業では会社印を持ち合わせていない場合が多く、これら企業を中心に早期の改正が要望されていた。2014年の両法改正後には、ベトナムのビジネス環境改善を好感し外資の流入が急増した。この経験から考えれば、今回の改正後も対内直接投資が一段と拡大すると期待される。

同省は今後、年内の法案成立を目指し、関係各所との意見交換とそれを踏まえた修正を進めるとしている。これはフック首相のビジネス環境早期改善に向けた強い意欲を受けたものである。しかし、民間や外資企業のビジネス環境改善は、既得権益層にとっては競争環境が厳しくなることを意味するため、公営企業等の反発は強いとみられる。改正草案を骨抜きにされることなく法案成立まで持ち込めるかどうかが当面の注目点である。

当レポートに掲載されているあらゆる内容の無断転載・複製を禁じます。当レポートは単に情報提供を目的に作成されており、その正確性を当行及び情報提供元が保証するものではなく、また掲載された内容は経済情勢等の変化により変更される事があります。掲載情報は利用者の責任と判断でご利用頂き、また個別の案件につきましては法律・会計・税務等の各方面の専門家にご相談下さるようお願い致します。万一、利用者が当情報利用に関して損害を被った場合、当行及び情報提供元はその原因の如何を問わず賠償の責を負いません。